生徒心得

- 1. 服装・頭髪規定について
- (1) 服装
- ①服装は、質素・清潔・端正を重んじ、常に本校生徒として品位を保つこと。
- ②本校指定の制服(セーターやベストを含む)を正しく着用すること。11 月上旬~4 月下旬の期間は、ブレザーとネクタイの着用を義務付ける。また、上着を脱いだ時もネクタイを着用しなければならない。
- ③制服併用期間の 5 月上旬から 10 月下旬では、本校指定の制服であれば気候に応じて自由に 選択することができる。なお、この期間にブレザーを着用する場合、特別な指示がなければノー ネクタイでも構わない。
- ④制服の不必要な加工・変形は一切禁止とし、場合によっては再購入を促す場合がある。
- ⑤スカートの丈は、膝が隠れる程度とする。ズボンは、腰の下部(腰履き)で着用してはいけない。
- ⑥身体の成長により、規定より著しく長さが逸脱するものに関しては、再購入を促す場合がある。
- ⑦防寒具(コート、マフラー、手袋など)、靴、カバンについて特に指定はないが、①項に留意する こと。サンダルやブーツ、ヒールの高い靴(厚底含む)やそれに類似する履物は禁止とする。
- ⑧防寒具の着用は登下校時のみとし、校内では原則着用不可とする(職員室等に入室する際も同様)。なお、コート等の防寒着はブレザーを着たうえで着用すること。
- ⑨儀式時の服装について、その都度指示に従い着用すること。
- ⑩やむを得ない理由により正規の制服を着用できない場合は、異装許可を申請しなければならない。生徒手帳の「諸願届欄」に必要事項を保護者に記入してもらい、生活指導部に確認を受けること。
- (2) 身だしなみ (頭髪・化粧・装飾品など)
- ①頭髪について、パーマ・染色・脱色などの虚飾、極端な刈り上げなど、一切の頭髪加工を禁止する。
- ②頭髪加工を施した場合は、自然な状態に戻るまでの一定期間、継続的に改善指導を行う。
- ③化粧については一切禁止とする。化粧には、つけまつげ(まつげエクステ)、カラーコンタクトレンズ(ふち有りカラーコンタクト含む)、カラーリップなども含む。
- ④日焼け止めを使用するときは、透明色(または肌と同系色)のものを使用すること。
- ⑤ピアス(透明ピアスを含む)・指輪・腕輪・ネックレスなどの装飾品の着用は禁止とする。

2. 学校生活規定について

- ①遅刻や欠席をする場合は、始業時間(8時30分)までに必ず学級担任へ連絡をすること。
- ②遅刻をした場合は、いかなる理由であっても生徒指導室に立ち寄り、生活指導部で遅刻カードを 記入しなければならない。その後、入室願を学級担任または教科担当へ提出すること(2限目以 降も同様。ただし、30分以上授業を受けなければ欠課扱いとなる)。

- ③各種交通機関で延着が発生した場合、最寄り駅で延着証明(web 証明も可)を必ず受け取り登校時に生活指導部に提示すること。延着証明を受け取ることができなかった場合は、その旨を必ず申し出ること。
- ④自転車通学希望者は、自転車保険に加入した上で、所定の手続き後、生活指導部の許可を得る必要がある。なお、交通ルールやマナー違反を繰り返した場合は、取り消し処分を科す場合もある。登下校時はヘルメットを着用すること。
- ⑤運転免許については原則禁止とする。ただし、諸事情によりやむを得ない場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「運転免許取得許可願」を用いること。
- ⑥アルバイトについて、学業優先のため原則禁止とする。ただし、生活上やむを得ない場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「アルバイト許可願」を用いること。
- ⑦スマートフォンなどの電子機器の使用について、授業間の休み時間、昼休み、放課後とし、通話 は原則禁止とする。使用する際は、定められたルールを必ず守ること。マナー違反があった場合 は指導の対象とし、場合によって使用を認めない場合がある。
- ⑧校内での飲食について、飲食場所は原則、「HR 教室」「食堂」とする。廊下などでの立ち食いや立ち飲みなどのマナー違反があった場合は、指導の対象とする。また、ガムについては一切禁止とする。
- ⑨本校生としての本分を忘れ、生活指導上の規定に反する行為(下記参照)をおこなった場合は、 特別指導(停学等含む)の対象とする。

喫煙や飲酒(所持・同席含む) 考査時の不正行為 器物破損 暴力・暴言行為 人権侵害(いじめ)行為 怠学(授業のエスケープや度重なる無断欠席等) SNS 等による不適切な行為(誹謗・中傷、なりすまし、画像投稿等)

⑩各種電子タバコ(タール・ニコチン等を含まない物も含む)について、喫煙を助長する恐れがあり 高校生として使用するに相応しくない物とし、「喫煙と同等」の指導対象となる。

その他、本校生として相応しくない行為 他

- ※上記1,2について、相談等がある場合は、担任もしくは生活指導部に申し出ること。
- ※上記1,2以外にも、生活指導に関わる内容については、適宜学校として判断し、指導する場合がある。

令和6年4月更新